

平成 22 年 12 月 22 日

於：九十九里ヴィラそとぼう

大会議室

第 8 回夷隅川流域委員会議事録（速記録）

（議事のみ）

千葉県

目 次

1 . 開会	2
2 . 挨拶	2
3 . 委員委嘱状交付	2
4 . 座長挨拶.....	2
5 . 議事	3
5.1 規約改正について.....	3
5.2 第7回流域委員会における意見と対応について	4
5.3 大多喜ダム建設事業の事業評価について	6
5.4 夷隅川水系河川整備計画（案）環境編について	25
6 . その他	31
7 . 閉会	31

1 . 開会

開会及び配布資料の確認 <省略>

2 . 挨拶

夷隅川地域整備センター 鶴岡所長の挨拶 <省略>

3 . 委員委嘱状交付

委員委嘱・紹介及び座長選任 <省略>

4 . 座長挨拶

石川委員座長の挨拶 <省略>

5 . 議事

5.1 規約改正について

【石川座長】 それでは早速、委員会を開始させていただきます。まず最初に規約改正に関する議事に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは規約の改正案についてご説明いたします。資料-1 をご覧いただきたいと思います。第3条第7項のアンダーライン部分が、今回の改正案です。第3条第7項に、「なお、異動および役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする」の記述を追加し、他の委員会と同様に明文化したいとの提案です。よろしくをお願いいたします。

【石川座長】 ただいまのご説明に対していかがでしょうか。ご異議がなければ、この案で決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

5.2 第7回流域委員会における意見と対応について

【石川座長】 ありがとうございます。それでは前回、第7回の流域委員会における意見とその対応について、に関する議事に入ります。まず最初に事務局から、この件に関して説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは資料2をご覧くださいと思います。第7回夷隅川流域委員会における意見と対応についての説明をさせていただきます。

まず環境編の水質については、合併浄化槽の推進により夷隅川の水質がよくなっているというご意見をいただきました。たしかに夷隅郡市では合併浄化槽の設置数は増加傾向にあり、夷隅川で水質観測している4地点は、環境基準値を満足しております。

続きまして動植物について、河川環境情報図にニジマスが記載されているが、在来種ではないのでここに記載すべきかどうかを検討すること。昔は河口部にカワモがたくさんあり、エビもたくさんいた。なぜなくなったのか、また再生することはできるのか。河口部に合流する三軒屋川には干潟にスジアオノリがあり、貴重な環境となっている。改修する、または保全するという計画はあるのか。計画がなければ、貴重な場所だということを追加しておいてほしいという意見がございましたが、これについては河川環境情報図には、調査で確認された種を載せております。また外来種や重要種については、区別できるように表記方法を修正いたしました。なお河口部や三軒屋川の改修計画はないため、かつてカワモが存在したことやスジアオノリが生育していることを河川環境情報図に記載いたしました。河川環境情報図が記載されている環境編につきましては、修正案を今回提示します。

続きまして、魚道について関心を持っているが、潮止め堰への魚道設置が記述されていてよかった。潮止め堰への魚道設置のめどは立っているのかとのご意見をいただきました。潮止め堰の魚道につきましては、生息している魚類に適した魚道形式について、検討していく予定です。

続きまして、整備にあたっての環境面への配慮について、落合川の改修では魚巢ブロックは設置しているのか。魚類に配慮した改修を行ってほしいとの意見がございました。落合川の改修では魚巢ブロックは設置していませんが、カゴマットなど空隙のある護岸にして魚類の生息に配慮いたしました。

続きまして夷隅川の環境整備の方向性の環境への配慮事項で、水中の動物への配慮が抜けている。夷隅川の特徴として、河床は平たい岩盤で、水量が減少すると浅く薄い流れになり、魚がすみづらい環境になる。河道拡幅の際、みお筋をつけるなどの配慮事項を記述

してほしいとの意見をいただきました。河道改修時における環境への配慮事項に、河床を
改変する際には、現況のみお筋、瀬・淵などの形状に留意すると新たに記述しました。

続きまして今後のスケジュール等について、整備計画を実施するには何年くらいかか
るのか。また費用はいくらか。今後のスケジュールはどのようになっているのか。関東地
方整備局でのヒアリング等の予定はあるのか。環境編については今後の委員会でも取り上
げるのかなどの意見をいただきました。これにつきましては、整備計画はできるところか
ら着手します。年次計画や事業費等はこれから検討する予定であります。なお関東地方整
備局との協議時期については未定であり、環境編につきましては、前回の意見を踏まえま
して修正案を今回提示いたします。

続きまして大多喜ダム事業について、大多喜ダム事業の事業再評価について、地元と協
議されていない状況では判断できない。県と地元で十分協議してほしいとのご意見をいた
だきました。大多喜ダム事業につきましては、現在県と地元で協議を行い、その結果を今
回報告いたします。以上です。よろしくお願いいたします。

【石川座長】 前回の傍聴者の方からの意見はなかったのですよね。突然で申しわけない
のですが、ございませんよね。

【事務局】 ありません。

5.3 大多喜ダム建設事業の事業評価について

【石川座長】 傍聴者の方の意見であれば、ここで一応確認するというので。今回第8回委員会は、この第7回委員会の議題を引き続いていきますので、ちょっと順番は入れ替わりますが、大多喜ダム事業、それから環境編について、あとで関連して全部出てまいりますので、ご意見はそのときにまとめてお願いいたします。

それで今日の最初の重要な課題の一つですが、大多喜ダム建設事業の事業評価に関する議事に、早速入らせていただきたいと思います。大多喜ダムの事業再評価につきましては、前回の第7回委員会でもいろいろと議論をさせていただきましたし、いろいろと意見をうかがいました。ただ問題がいろいろございましたので、結論に至ることはできるような状況ではなかった。

それで2年半の年月が経ちましたが、そのために必要な期間であったと思います。そういった事情を踏まえて、事務局から大多喜ダムの建設事業再評価について、説明をお願いいたします。

【事務局】 大多喜ダム建設事業の事業再評価ですが、共同事業者である南房総広域水道企業団のダム事業からの撤退という大きな状況の変化から、再度ダム事業の必要性を再確認し、ダム事業を中止することが妥当であるかどうか、資料に基づきまして今回委員の皆様で審議いただきましてご意見をいただくものです。

前面のスライドに沿って説明させていただきますが、配付資料としては一つ目、資料3、3枚程度の資料で、スライドと同じ内容のものです。その後ろに二つ目として、「夷隅川流域委員会 資料3 参考資料【大多喜ダム事業再評価について】」ということですが、これは事業再評価の検討結果等の詳細につきまして、記載しているものです。参考にご覧いただきたいと思います。

スライドですが、説明内容としては、3項目です。1番目に前回までの事業再評価の概要として(1)事業再評価のきっかけ、(2)事業再評価の検討結果と対応方針案、2番目に地元との調整状況として(1)地元調整の経過、(2)現在の状況、3番目に今後の対応方針案についてです。

まず1.前回までの事業再評価の概要。事業再評価のきっかけです。大多喜ダムにつきましては南房総地域のための水道用水としての利水、もう一つは大多喜町の西部田地区の治水の二つの目的をもつ多目的ダムで、これは南房総広域水道企業団と千葉県で共同で実施することにより成立しまして、事業を進めてきました。しかしながら少子高齢化、市町村

合併の進展などから、南房総広域水道企業団におきまして、水道事業としての事業再評価を実施した結果、平成 19 年 5 月、ダム事業への参画を中止することを決定いたしました。

この共同事業者の撤退という大きな状況変化があったことで、貯水容量が減少しまして、大幅な計画変更が発生するということです。県は治水事業としての事業再評価を行っております。また事業再評価にあたっては、県の基準によりまして夷隅川流域委員会で審議し、意見をお聞きすることになっており、現在まで 3 回審議を行っていただいております。

それでは第 6 回と前回の第 7 回の流域委員会における検討結果のおさらいになりますが、(2) 県の事業再評価の検討結果と対応方針について説明いたします。共同事業者が撤退した河川単独ダムとして、ダム事業および費用の見直しを実施いたしました。当初、水道容量を併せ持った総貯水容量 210 万 m³ の多目的ダムであったものが、水道事業者の撤退によりまして水道用水の 80 万 m³、赤く塗っている部分ですが、その容量が消失して、総容量は 130 万 m³ に減少いたします。これによりまして、ダム高は 36.5m から 32.5m に 4m 低くなることとなります。この詳細につきましては、参考資料の 6 ページ、7 ページに記載しております。

次に 2.河川単独ダムの費用対効果ということで、ちょっと難しい言葉なのですが、ダム事業の総便益と総費用を比較いたしました。総便益とは簡単にいうと、想定される洪水被害額の合計です。また総費用につきましては、事業費と 50 年間の維持管理費の合計の額です。その結果ですが、赤色の矢印の向きが検討結果を示しておりまして、総便益が総費用を上回りまして、ダム事業の効果はあるということになりました。

ダム事業の効果はありますが、ダムに代わる有利な対策がもっとあるかどうかという観点から、次に 3 番目の代替案の評価を行っております。ここではダムに代わる治水代替案としてダムと同等の安全度を目標とする河道改修、左の図になりますが、それと右の図の治水単独ダムの経済性の比較を行いました。その結果、ダムよりも治水代替案のほうが経済性があり、ダムは経済的ではないということとなりました。

次からは、第 7 回の流域委員会の内容ですが、河川単独ダムの目的には、治水のほかに流水の正常な機能の維持のための不特定利水というものもございます。そういうことから、その状況について検証を行っております。検証の結果をまとめていますが、灌漑面積が減少傾向にある。ダム計画策定時と現在の灌漑面積を比較すると、約 3320ha から 3280ha ということになっており、減少傾向にあるということです。

2 番目の渇水時の水利用の効率化がはかられているということで、流域において渇水調整連絡会議等が設置されているという状況です。3 番目として、河川水質が改善してきている。これは水質基準点 4 地点において環境基準を満たしており、改善してきているということです。これは先ほど説明があったように、合併浄化槽の整備等によるものと考えております。最後に、計画時より河川流量が改善してきている。これらのことから、緊急に確保する必要性が低下していることが確認できました。この詳細につきましては、参考資料の 16 ページから 20 ページに記載しております。

最後に、5 番目の残事業費との比較をいたしております。ダム事業におきましては、すでに用地補償や道路費といったものをすでに投入しておりますので、使用できる部分があるということから、今後かかる事業費、いわゆる残事業費ですが、それと治水代替案である河道改修の事業費を比較いたしました。その結果ですが、3 番目の代替案の評価と同様に、河道改修と比較してダム残事業の実施も経済的ではないという結果となりました。

以上が、事業再評価の検討結果でありまして、最終的には代替案が有利という結果となりました。この検討結果につきましては、参考資料の 23 ページに全体の概要をまとめておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

このスライドは、前回の流域委員会において事務局から提案した対応方針です。水道事業の撤退により、改めて事業の見直しを行った結果、大多喜ダム事業の中止が妥当と判断されるというものでした。この提案につきまして、前回の流域委員会で委員のご意見をいただきましたが、地元と協議されていない状況では判断できないとの意見が多かったことから、県と地元で十分協議してから再度流域委員会を開催することになったわけです。

次に 2. 地元との調整状況についてです。前回の流域委員会開催後、県においては大多喜ダム事業を断念せざるを得ない状況、また県の対応方針案について数度にわたり地元説明、協議を実施いたしました。ここに示しておりますのは、平成 20 年、21 年において、県が地元の大多喜ダム建設対策委員会総会、あるいは役員会を設けまして、説明や協議等を行った実績です。

平成 20 年 9 月には副知事が、平成 21 年 8 月には知事が、大多喜ダム建設対策委員会の方々と面談しております。この写真は平成 21 年 8 月 7 日、知事と大多喜ダム建設対策委員会との面談の様子です。

次にまいりまして、これは平成 22 年の実績ですが、11 月の大多喜ダム建設対策委員会において、ダム事業の中止を前提として、中止後の地域対策について話し合いを行って

くことに合意いたしました。11月26日から話し合いを開始しているところです。

(2)現在の状況です。話し合いの内容についてはダムに代わる治水対策、付替道路、ダム跡地利用、過去の地元要望への対応など、地域対策についてであって、4者で話し合いを行っているところです。ここで4者とは、地元の大多喜ダム建設対策委員会、大多喜町、そして事業者である千葉県、南房総広域水道企業団です。現在まで2回の4者の話し合いを実施しておりまして、さる12月15日の第2回の4者の話し合いにおいて、地元要望の協議と基本方針の提案を行っております。引き続き、合意が得られるまで話し合いを進めていく予定です。

最後に3.今後の対応方針案です。前回の流域委員会において、県と地元で十分協議すべきという見解が示されました。このことから地元調整を進めまして、時間はかかってしまいましたが、先に説明したとおり、すでにダム事業の中止を前提とし、中止後の地域対策について話し合いを鋭意進めている状況となっております。

このことをご理解いただきまして、今後の対応方針案については、前回お示ししたものと同様の大多喜ダム事業の中止が妥当と判断され、今後、治水対策については、夷隅川水系河川整備計画の中で検討する等々、付替道路、土地利用などについては、地元・関係機関と協議しながら検討するという対応方針案を再度提案いたします。

なお参考資料の最後のほうに、事業再評価のとりまとめ調書の案を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。説明は以上です。

【石川座長】 ありがとうございます。ただいま大多喜ダム建設事業の事業再評価、事業評価についての説明がありました。この件に関しては、大多喜ダム建設対策委員会の事務局である大多喜町企画商工観光課からも県、委員会の協議等の経過、それから結果について、簡単に報告していただくとありがたいのですが、よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

【大多喜町企画商工観光課】 協議の経過と結果について、報告をいたします。大多喜ダム建設対策委員会といたしましては、住民意見の調整や用地提供などに多くの協力をしてきたということから、ダム建設に向けた要望を実施するため、平成21年8月、大多喜ダム建設対策委員会役員の皆さん、斉藤県議および大多喜町長同席のもと、森田知事と面談いたしました。その際、知事からは、継続事業は非常に難しいとのこと、地元の意見は非常に重要であり、今後について協議したいという回答をいただきました。

面談結果については大多喜ダム建設対策委員会総会で報告され、中止を前提とした話し

合いへの移行について、地元ダム対策協議会および自治会などで広く話し合いが行われました。その結果、11月の大多喜ダム建設対策委員会総会および役員会において、ダム事業の中止を前提とした地域対策について4者による話し合いに進むこととなり、これまで11月26日、12月15日と2回の話し合いを行っているところです。報告は以上になります。

【石川座長】 ありがとうございます。それでは委員の方々の意見をうかがっていきたいと思いますが、まず、最初に大多喜ダム建設対策委員会の委員長を併任されている江澤先生から、先の事務局の説明の補足も含めて、ご意見をお願いできますでしょうか。

【江澤委員】 先ほどダム建設対策委員会の事務局からいままでの経緯等を説明いただきましたが、平成20年3月26日の第7回夷隅川流域委員会では県と地元の地権者でよく協議をして、その結果を次の流域委員会で話し合うということになっております。

その後、いろいろと県と南房総広域水道企業団を含めている協議をしまいたわけですが、やはり地権者と地元住民にダム中止ということを受け止めさせるには、まだちょっと時間をいただかなければいけないのかという感じもあります。しかしながら、中止を前提として4者会議でよく協議をして、地元あるいは町のために、県が、南房総広域水道企業団が誠意を持って対応していただけるなら、そのときにきちんと認めようではないかという地権者の大部分の意向であります。

というのは、いままで平成4年から18年間にわたってこのダムを協議してきたわけです。挫折もありましたし、いろいろなこともありましたが、やはり一番地権者の頭の中に残っているのは、この協議を進める順番です。ということは、知事と建設協定、補償協定を結んで、その後いろいろ協議を重ねてきて、それで南房総広域水道企業団の再評価、これは国から求められたそうですが、そういう国からの提示があったときに、結論を出す前に地権者に「国からこういう再評価が来ているのだけれども、結果はどうあれ一応再評価委員会を開きます」ということぐらい報告があってもいいのではないかと。そのために県と協定書を結んであるのだからということで、結論が出るまではそういう話はありませんでした。

「何だ、われわれは一生懸命に協力しているのに、全然違うじゃないか」といったことが一番地権者の頭に残っているのですが、しかしながらいろいろと協議を重ねてきて、いま県もいろいろと前進的な考えを示してくれていますので、一応4者会談の中で協議をすることになったことは、少しは前進をしたのかな。今後、県と南房総広域水道企業団がやはり誠意を持って今後の対応をしていただければ、何とか中止を容認させることができる

のかなと考えておりますので、誠意ある対応をお願いしたいと考えております。以上です。

【石川座長】 ありがとうございます。続いて大多喜ダムの建設が予定されていた大多喜町長の飯島委員から、ご意見をいただきたいと思います。お願いいたします。

【飯島委員】 飯島です。いま江澤議員からお話ございましたが、内容的には私ども同じ会議にでておりますので、意見は同じです。まず私からおうかがいしたいのは、私は1月29日から町長ということで、約1年の中で、途中からこの会議に加わらせてもらったということです。

いま説明の中で、80万m³の利水がなくなったということですが、簡単に教えていただきたいのですが、80万m³というのは、だいたいどのくらい利水として利用日数があるのか、少し説明していただけますか。

【石川座長】 事務局、利水の規模についてお願いできますか。

【事務局】 当初の大多喜ダムの利水ということで、南房総広域水道企業団の水道事業者が目的ということですが、房総導水路から導水、毎秒0.5m³/s、それとダムの自流域開発、わずか3.6km²しかございませんが、それによって毎秒0.671m³/sをもって南房総地域の90km²以上の地域に供給する。時期的には夏場のリゾートというか、観光シーズンといったもののために、大多喜ダムによって房総導水路から来たものと自流域のものを貯留して、夏場のピークにいま言った流量を供給するという計画です。

【石川座長】 お願いいたします。

【飯島委員】 そうではなくて、80万m³の利水がなくなってダムとの80万m³との相関関係はどうなるか。ダムがあって、その80万m³というものが当然必要であった。だからダムはあったわけですが、80万m³がなくなったからダムが必要ではないのだ。その80万m³というのが、広域の利水に対してどのくらいの日数分であったかというのをお聞きしたい。

【石川座長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 その何日かということに対しては、いまの状況では手持ちの資料がございませんが。

【飯島委員】 わかりました。では質問を変えます。たとえば長柄ダムから大多喜ダムまでの距離がだいぶありますね。これの危険リスクに対してダムをなくすということは、どういうリスクの回避になるのか。それを説明してもらえますか。

【石川座長】 事務局、お願いできますか。

【事務局】 利水の事業再評価の結果の資料を見ると、検討の中で、大規模な地震災害と過去の事例から、代表的なものとしては広島県の導水トンネルの事故があったということを知っています。やはり導水については、いったん破損すると給水がストップしてしまうというリスクがあるということから、それも一つの理由として評価に含まれたと聞いています。

広域企業団さんの水需要予測については、当初予定していたよりも需要が伸びないということ。それと、いまある構成団体の貯水池、あるいはダム等がございますので、そういったものを活用することでいまある、もう大多喜ダムの開発分というものはないのですが、すでに房総導水路から $0.5\text{m}^3/\text{s}$ が常に配水がなされているという状況もあります。そういったことから、大多喜ダムを建設するわずか $0.171\text{m}^3/\text{s}$ を開発する必要がなくなった。そういった意味で、 80万m^3 については現在必要がなくなったと理解しております。

【石川座長】 お願いします。

【飯島委員】 それは 80万m^3 という数字は利水としてはないというのは説明のとおりで、それはわかりますが、長柄ダムから大多喜ダムまでの配水延長、導水管のリスクについて、仮にこれが破損した、それ以降の配水供給に対して、何時間ぐらいでそれが復旧可能なのか。それとも断水がどうになってしまうのか。

やはりその復旧時間によっては断水になりますよね。やはり流域の市町村は、それぞれ浄水場を持っています。しかし、そこに不安定さがあると、リスクを背負いますから、それぞれ浄水場というものはなくせないわけです。そのへんのいまのお話ですが、リスクの分散のためにダムがあったのではないかという気がするのですが、そういうことではなかったということですね。貯水量がどのくらいあったかというのは、実はそこを聞きました。

私はよくわかりませんが、設計の考え方として原水、もう一つは上水をつくります。上水の部分はいくらつくれても、それは品質からしてせいぜい1日程度です。そうすると原水というものは、つくればすぐ上水になります。やはり原水をためておくということが基本のような気がするのですが、そのへんはどうか。

【石川座長】 お願いします。

【事務局】 水道に関しては私ども治水のほうを所管している部署ですので、申しわけありませんが、この場に今日は南房総広域水道企業団の方が見えておりませんので、そのへんの質問につきましては、後日回答をさせていただきたいと思っております。

【飯島委員】 わかりました。ではその質問はやめましょう。とりあえず町といたしましては、いま江澤議員がお話したとおり、この計画は先ほど平成4年ですか、事業着手は平成7年に用地ということですよ。日本の経済を見ると、戦後一貫してインフレ経済、拡大経済路線の中で来て、いまから20年前、平成元年に経済の崩壊があって、それ以降は一転して日本の経済はデフレ経済、いわゆる収縮経済の中にあります。

そのまっただ中の平成4年というと、経済が縮小で先が非常に厳しいのではないかという状況の中でのこの計画ですよ。だからその計画について私は疑問がありますが、あえてここではそれを問うつもりはございませんので、それはともかくとして、いま江澤議員がおっしゃったように、その計画に沿って町、地元というのは大変な労力をかけてここまで来ています。ダムをつくるために、皆さん方がいろいろ犠牲の中にダムをつくらうということに来ていますが、それでいまここに来てダムの建設中止ということで、今度はまたその皆さんが大変な思いがあるわけです。

ですから当初の計画の中でお願いしたものをとにかく4者協議の中でいま進めていることは事実ですが、この中でしっかりと地元の皆さん方に配慮していただきたい。そういう中でお願いしたいと思えますし、この4者協議を途中で打ち切るとするか、切り上げることにないように切にお願いをいたしまして、私からはこれで終わりにしたいと思えます。

【石川座長】 ありがとうございます。80万m³の水道の件に関しては、根拠がいろいろありましたよね。細かい話があるので、後日説明をお願いいたします。基本的には住民の意見を無視せずにと考えてよろしいですか。

【飯島委員】 はい。ですから中止については了としますので、皆さんの意見と一緒にです。

【石川座長】 それでは、それぞれの委員の方々の意見をうかがいたいと思えます。その前に私からちょっとだけ話をさせてください。この委員会は、夷隅川の全体のことを考えないといけないということもあります。河川整備計画を進めていくために河川法で定められた委員会です。もちろん大多喜ダムが一部だというわけではなく、夷隅川の重要な要素であるのですが、直接大多喜ダムに関連していない方々も、夷隅川としては全部つながっていますので、そういった意味でご意見を出していただければと思います。

川づくりを進めていく、その方針を決めていく委員会になりますので、当然大多喜ダム、それからあとから出てくる環境もそうですが、全部がかかわってきます。それでは皆さんの意見をうかがいたいのですが、特に強く初めに話したいという方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いできますか。私の意見をということで。

それでは渡辺さん、お願いいたします。

【渡辺委員】 私は河口部に住んでおりまして、大多喜さんのダムの件をどうこう言う立場ではないのですが、先ほどからずっと説明を聞いていると、ダムの廃止という言葉がよく出てきているのですが、私が第7回委員会まで理解していたのは、南房総広域水道企業団が国からの要請で再評価したら、必要ないから手を引くよと。それではやりかけているダムがむだだと私は思っていたのですが、それではあまり酷だから、夷隅川流域の河川整備事業に取り入れて続けていくと私は聞いていました。

ただし、河川事業とダム事業は補助事業の対象も違うので、せき止める堤体の高さが、河川事業はダムと同じまではできない。少し低くなるけれども進めるよという、委員会の中での説明だと思っていたのですが、いろいろと大多喜さん、江澤さんもだいぶ苦労されていて、立腹しているときもありましたので、今日ここに来たときに、第7回委員会が終わってから2年ぐらい経ったのでしょうか、円満に解決したのかなというつもりで来たのですが、ダムという名前をやめるけれども、河川事業でそれを一緒に抱き込んでやるという方針は進んだのかと理解しました。私は、もうそれでいくしかないのではないかと感じていますが、私はそういう考えでいます。以上です。

【石川座長】 どうでしょうか。事務局お願いします。

【渡辺委員】 わかりやすく言えば、やはりダムという言葉が消さないと河川事業で進んでいけないよということですか。

【石川座長】 ダムと河川事業はまた、規模的にも異なる。異なるわけではないのですが、名前を変えてというわけにはいかないと思います。正確に事務局から答えることができますか。

【渡辺委員】 今日の会議が、ダムという名前を廃止することで議論しているように私は受け取ってしまったのですが、間違いなら間違いで訂正します。

【石川座長】 それでは、事務局お願いします。

【事務局】 先ほど、ダムが河道改修に比べて経済的ではないという説明を差し上げたと思います。実際もこの治水対策を行うにあたっては、ダムではなく河道改修で進めていくと考えております。これについても地元との、4者会議の中でも、すでに県の案として、河道改修で進めていきたいと提案しておりますし、そういった話し合いがいままさになされているという状況です。河道改修でいくと考えております。

【渡辺委員】 それはわかりませんが、いまもおっしゃられたけど、ダムは経済的ではない

という裏づけ資料はないほうがいいような気がします。当時は、ダムが経済的だということで事業を進めたと思いますが、時代が変わったとは言え、経済的でないから廃止するというのは、何か逆なでするような気がしてなりません。いいんですか、地元さん、廃止するという言葉は心に響くと思いますが、私はそのように感じました。その文言はないほうが、事業が進んでいく。

【石川座長】 江澤委員。

【江澤委員】 いま地元ということですが、やはりダム事業と河道改修は事業主体が全然違うということで、ダムを中止ということにならないと河道改修はできないという説明ですが、地元とすれば地権者の考え方は、いまのいろいろな状況、会議を重ねた結果、中止はやむを得ないだろうという考え方は持っています。それならば、きちんとした地域的なものを整備していただきたい。そういう誠意が見られればいいですよという考え方は。

ですから、いまやっと県と4者会談の中で先月初めて県の方針案が出ましたので、これからいろいろと協議していくつもりです。その中で合意に至るように、やはり県も努力してもらいたいし、私たちも合意ができるように努力はします。いまは、そういう現状です。

【石川座長】 私から少し説明をしてしまうと、最初にダム事業があって、治水も利水も考えてやりましょう。ところが、水道水の利用や一部分を見直さないといけなくなってきた。そうなるとう最初の計画で予定していた水がいらなくなってしまった。そこにいっぱいお金をかけるわけにはいかないから、縮小する。ただ条件が少し変わってきてしまったので、こういう検討になりました。

それでこの委員会は先ほど申しましたが、河川の委員会なので、ダムが分担している治水の面がうまくいかない困ってしまう。その治水の面を河道で考えてみたらある程度対応できそうだということで、理解したらよろしいかと思えます。状況が変わってきてしまったのが、大前提です。不正確な部分があるかもしれないので、事務局から補足していただけますか。

【事務局】 座長の話でよろしいかと思えますが、もともとは共同で事業を進めてきたからできてきた。簡単に言えばそういうことです。利水者もやはり撤退するとなれば、事業費においても負担においても、それがなくなるわけです。現段階で今回、19年度から事業再評価、治水の河川単独ダムとしていろいろ検討したわけですが、やはり河川単独ダムでやるよりも河道改修のほうが有利になってしまっているという状況です。そのへんをご理解いただきたいと思うのですが。

【石川座長】 よろしいでしょうか。問題が複雑な部分もたくさんありますので。それでは、ほかにご意見がある方はいらっしゃいませんか。やはりこれは重要なことですので、大多喜ダムの今後について、委員としてご意見をいただければと思います。伊丹委員、お願いできますでしょうか。

【伊丹委員】 何とも言えないのですが、もう少し勉強させていただければありがたいと思っています。

【石川座長】 またいろいろと意見が出てきて、何かありましたらお願いいたします。吉野委員、お願いできますでしょうか。

【吉野委員】 いま渡辺委員からあったように、ダムはまったく中止ということですか。その代わりに河道改修で足りるということで、いままでダムが必要だった、それを河道改修によって代替するようなことができるのかどうか。ちょっとそのへんが疑問です。私もこれから勉強しなければいけない面があると思いますが、ちょっと感じたのはそのへんです。

【石川座長】 事務局から簡単に説明していただけますか。

【事務局】 大多喜ダムの目的の一つは、いま言われたのは治水の目的ということですが、当初の目的は大多喜町の西部田地区、0.5 km²の地域ですが、その洪水防御ということで計画されたものです。大多喜ダムについては、夷隅川本川にはほとんど効かない、洪水調節の効果を持たないダムです。その流域については、もしダムが中止になったとしても、河道改修で従前の安全度を保つことは可能と考えております。

【吉野委員】 私の考え違いでした。それこそ河川改修することによって、要するに被害が解消できるという理由ですよね。

【石川座長】 河道があります。河道があって雨が降ってきてバケツの水をバーッと一気に流すと水があふれます。そのバケツを一気に流すのではなく、ためておいてチョロチョロと流してやると、いまの河道でも水があふれずに下に流れます。今度ダムをやめてしまうと、いまバケツというのは実はダムです。そのバケツをやめたということになると、上からドーンと雨が降ってくるわけです。そうすると河道が小さいので、あふれてしまいます。

それを広げておけば、あふれずに下に流せますよというのが河道改修案だと考えていただけますか。

【吉野委員】 わかりました。

【石川座長】 座長の範囲を越えていろいろしゃべってすみません。それでは、石井委員、お願いいたします。

【石井委員】 私どもは御宿町ですので、夷隅川の支流を大半持っているわけです。特に夷隅川から支流で落合川になるのですが、落合川は蛇行しています。蛇行しているために、大雨のたびに災害が起こりやすい。そのへんをできるだけ早く改善されたらいいかと、いま思いつきで考えさせていただきました。そういうことを念頭に置いてやっていただければというところです。

【石川座長】 落合川のほうにも、いろいろ治水的な問題があるということですね。

【石井委員】 そうですね。支流ですから。

【石川座長】 ありがとうございます。それでは田口委員、お願いできますか。

【田口委員】 大多喜さんの上流のほうでいろいろと工事などをしていただければ、やはり旧夷隅町の河川の氾濫というところもだいぶ緩和されていいのではないかと素人考えでいたのですが、ここの河道改修だけで治まっていくものかと思って、ほかの面でもいろいろ検討していただければと思います。

【石川座長】 部分的な河道改修で大丈夫なのかということですよ。全体を考えてほしい。

【田口委員】 お水は上から来ますから、上流のほうでいろいろと整備をしてくだされれば、下のほうも徐々に改善されていくのではないかと簡単に思っていたのですが、この河道改修がここだけでほかのことも解決できないと思うので、またそのへんもいろいろとこれからの議題でお願いしたいと思います。

【石川座長】 ありがとうございます。事務局、河道改修についてコメントはありますか。何か答えられることはありますか。お願いします。

【事務局】 治水計画については、今回のダムの結果を踏まえて改めてご提案させていただきたいと思います。いまご意見をいただいた大多喜ダム部分に関しては、だいたい夷隅川の流域が 300km² ぐらいあって、ダムに関してはその 1%程度の流域しか影響はございませんので、とりあえず西部田川の改修をすることで、その地区についての治水対策は十分対応できると考えております。

また本川についても、今後また次回にでも治水計画を提案させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【石川座長】 ありがとうございます。私がちょっと補足すると、河川は下のほうの川

の流れやすさも考えて、全体を細かく見て立案している。1カ所を改修するといろいろな影響が出てきますので、それも全部細かく専門的に見て、川全体が安全になるように努めていると考えてよろしいですね。お願いいたします。

【松崎委員】 私どもは夷隅川の一番下の潮止め堰があって、そこから水田400町歩が取水している地域です。現在の雨の状況などを見ると、瞬間的に本当に多く降って川がいっぱいになるところを見ると、これから先も瞬間的に降ったときにはどうなるのかなと思って心配することもあります。

また私どもは4月から8月まで農業用水で使っているわけで、この地域にしてもこの水がなければとてもお米がつかれない地域だし、私も農家に話をしていることは、これからはただ水があればではなくて、やはり水も一つの資源だから大事に使わないといけないということで、そう思っています。

そうした中でいまの大多喜ダムは直接夷隅川には流れないように行っていたのですが、全体の大きな雨の中を考えてみれば、一時的に貯水することがあってもいいのではないかと思う気もします。昔から考えてきたことと現在を考えれば、雨量も瞬間的にかなり違うと思います。そういうものも含めた全体の中で議論していただければいいのではないかと思っています。以上です。

【石川座長】 ありがとうございます。近藤委員、ご意見はございませんか。

【近藤委員】 夷隅川に携わっている者の考えといたしますと、ダムをつくることによって夷隅川の環境の改善がなされればということから賛成してきたわけですが、これがまかりならんということになりそうです。近年、地球温暖化ということから、雨の降り方が極端です。昨夜なども数時間で40mm、50mmの雨が降る。それでもっていまの河川を見ていただければわかるように、泥濁りです。

こういう現象が非常に多くなされており、こういう状況が少しでも改善されればということを考えておりますので、先ほどから話されているとおり、河道の改修は平均的に水が流れるように、そういう政策なりを進めていただきたいと思います。以上です。

【石川座長】 それでは高野委員、ご意見はございますか。

【高野委員】 先ほど大多喜町長さんからいろいろお話があったように、この大多喜ダムについては、つくるときに地元はかなり苦労していると思います。それに協力してこれまで進んだのに、安房のほうで水道はいらぬということで中止になってしまった。そういうことで河道改修ということに方向転換したような感じを受けるのですが、とにかく大多

喜町の人たちに不利にならないように、ひとつ4者協議で十分協議してやっていただきたいと思います。

それから私のほうも中部土地改良区ということで、夷隅川から700町歩の水田に水を汲んでいるのですが、ダムをつくらずに河道改修というのは、ただ川を広げるだけで、水は止めないのですか。ある程度水をためていただければ、渇水期には十分対応できるようなかたちがとれるのではないかと思います。

それとこの資料をもらってひととおり目を通したのですが、夷隅川全体で川の両端を整備したり、底の土をさらったりといろいろなことが書いてあります。夷隅川全体を整備するようなことが計画に載っているようですので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

【石川座長】 ありがとうございます。川津委員。

【川津委員】 事務局にお聞きしたいのですが、本日の会議次第がとりあえず大多喜ダム建設事業の事業評価についてということで、中止になって別の方法で何とかありますよというご説明をとりあえず受けました。

それでいいかどうかという流域委員会としての結論を出す場が今日なのか、とりあえずその1点をお聞きしたいのですが、それに引き続いて質問したいこともあります。今日はとりあえず第7回委員会を受けて、その後の経過がどうだったということ、私も含めて新しい委員さんがいるから、現状を認識するという会議でいいのですか。この会議の目的というか、趣旨を理解したいと思います。

【石川座長】 事務局、お願いできますか。

【事務局】 今回の会議は、前回、約3年前に行われた会議に引き続いて開催させていただいているのですが、流域委員会としての方向性はこの場で決めていただきたい。ただ、それをもって決定ではないということになります。

このあと、県としては付された意見をもとにパブリックコメントを行って、最終的に県のほうで決定するということになりますので、委員会としての意見というかたちで回答していただければと考えております。

【川津委員】 そうすると、ちょっと生意気な話をさせていただいて申しわけないのですが、とりあえずダムをつくろうとしたときに洪水調節容量は65万m³ということになっていますよね。基本的には夷隅川全体としてごく一部だというおっしゃり方をされているのですが、この65万m³が一気に降る場合がある、だからダムが必要というのが当初の計画

だったと思います。

この 65 万 m³ の雨が降っても、いま既存でやろうとしている河道改修で大丈夫だというかたちでの本川、支川を含めて、このぐらいの雨が降ったときにこういうかたちでこの場所は流れていくという、よく河川改修である模式図はできあがっているということではないのですか。そうでないと、ダムがなくなっても大丈夫です、流域委員会としてはそのとおりですねという話がなかなかできないと思いますが、今回の資料にはその図面がないので、そこはいかがなのでしょう。

【事務局】 今回のダム計画というのは、おおよそ 50 年に 1 度の雨が降った場合を想定して、それに対する治水容量を確保するという感じで考えておりました。それはなぜかという、ダムは大きな施設になるので、仮に小さい施設をつくってあとでまた大きな施設をつくれないうことになります。最初の計画では 50 年に 1 度、これは将来計画になるのですが、将来計画でのダム計画を考えておりました。

この場合にダムがなくなると、実際、西部田川というところで最大 120m³/s の流量が流れてくるというものをダムで調節して 60m³/s、半分まで抑えるという計画でした。これを今回ダム事業を見直すと、基本的には下流の河道見合い、下流に負担をかけないというかたちでの整備になりますので、おおむね 10 年に 1 度程度の雨ということで、75m³/s の河道整備を行う。下流の整備に併せてまたレベルアップをしていくという整備手法をとりますので、当面は 75m³/s の河道整備を目標に実施していくという予定になっています。

それでこの雨は近年、比較的流域内で大きかった 16 年 10 月 8 日の雨でもこの整備で対応できる、というかたちになっております。そういう計画で河道整備を進める計画になっております。

【川津委員】 そうするとたとえば今回この流域委員会で、いまの 10 年に 1 度の雨は西部田のほうは大丈夫だという話になったとして、河道改修を 1 回するとおそらく次の改修はなかなかできないでしょうから、よく河川整備で 10 年に 1 度、20 年に 1 度、50 年に 1 度といういろいろなパターンがあるようですが、10 年に 1 度がこの地区では一応妥当だという考え方でいいのですね。

【事務局】 千葉県の河川整備はいま全県下で河道整備を行っているのですが、10 年に 1 度、これはだいたい時間雨量 50mm の雨になります。これは県内統一的に、だいたいこれぐらいの規模を順次整備している。この整備レベルがいま県内で 55% 程度にしか至って

ないという状況ですので、この整備率が上がってから次のステップに移っていくと考えております。

【川津委員】 わかりました。では本日の話だと、多少皆さんほかの委員さんも、ダムがなくなることによって全体がどうなるのだろうかとかご心配をしていたようなので、そのへんは大丈夫、10年に1度は大丈夫だという結論ですね。

【事務局】 そうです。西部田川と合わせて、もちろん本川もダムの影響はかなり少ないのですが、治水計画については次回の懇談会の中で、こういう整備をしますということを再度提案させていただきたいと思っております。

【川津委員】 だから本来は、今日ある程度の方向性を出してほしいという中で、そういう大丈夫ですよというデータが出て初めて委員さんも、「あ、大丈夫ですね」という話ができのかなという気がしたので、今日はどういう目的でこの流域委員会が開かれたのかというのが気になりましたが、わかりました。

【石川座長】 今回からですが、大場委員、意見がございましたらお願いします。

【大場委員】 意見というよりは勉強したのですが、私としては治水についてはダムの影響は西部田川にしか及ばない、本流にはほとんど及ばない。ですから洪水に関しては西部田川に堤防の改修をすれば、ダムがあってもなくても同じ、本流については全体として洪水計画をこれから立てていくということによろしいのでしょうか。

一つ問題なのは、資料-3の5ページに治水代替案と治水単独ダムとの経済性評価というものがありますが、これがこういう項目があるだけで実際にどういう数字になっているのか、具体的なイメージがわからないのですが、それは聞いても私はわかりませんので、いまのダムの影響は洪水の問題に関しては西部田川地区にしか及ばないということで、私は完全に理解いたしました。ただ利水については、また問題は別だと思えます。

【石川座長】 ありがとうございます。水道のほうの当事者でもある各市長さんのご意見をうかがいたいのですが、勝浦市長の代理の鈴木さん、勝浦市としてお願いできますか。

【鈴木代理委員】 広域水道の関係ということですが、その前にいま議論されていたダム事業については、すでに15~16年協議をされてきて、当初の治水、利水という目的のダムを建設しよう、それを大多喜につくろうということで一貫してやってきたものが、この経済情勢また広域水道企業団の経済的なものから断念していくという中において、やはり一番の地元である大多喜町が被害を被っているのは事実だと思います。

というのは、地元の方たちはどれだけの努力をしてこれを受け入れて、今度は受け入れ

てきていたものを事業化できないということは、地元の住民にとっては非常に残念なこともあるし、それに期待してきたこともあるので、今後の計画を河道改修ということで県は進めていくということになりますが、そのへんは十分に踏まえたいうえで早急に結果を出して、地元で早くそういうものを理解してもらえようような努力をしていただきたいと考えております。

それから広域水道の関係については、勝浦ももちろん水道については水源が夷隅川と利根川からの水ということになっていて、現在の段階では、市においては水は余っている状態です。ただ、この先のことを考えると、南房総まで導水しているわけですから、その中間地点としての水対応については、まだまだ考えないといけない部分が残っているのか。私もこの席で、単なる課長が出席してこんなことを述べていいのかということで、ちょっと市長と話をした部分もありますので、そのへんも踏まえて今後の夷隅川の水と上水としての水のあり方については、まだまだ研究する必要があるのではないかと考えます。以上です。

【石川座長】 ありがとうございます。石田委員、お願いできますでしょうか。

【石田委員】 大多喜ダムの建設中止については、いろいろな経緯の中でこのようになったということでしょうか。そして先ほど飯島町長、江澤議員からもございましたように、今後の対応についてダム関係地域の地域整備ということについては、地元を含めた4者協議の中できちんと誠意ある対応を示さなければいけないということでもあります。

夷隅川流域の全体計画については、いま治水計画については先ほどご説明の中では徐々にということではないかと理解いたしましたが、そのようなことでまずダム関係地域の地域整備について、きちんとした対応をしていただきたい。以上です。

【石川座長】 ありがとうございます。いろいろな意見が出たうえで大多喜町長の飯島委員、何かあればお願いします。

【飯島委員】 私から最後、皆さんの意見をうかがって本当に皆さんもいまおっしゃっていたように、平成3年から計画をされて平成7年の事業着手という中で、やはり地元が受け入れるまでに当初は賛成ではなかったし、だけど地域の利水のためにということで、それを受け入れてきた経緯があります。もちろん町も一体になるわけですが、そういう中で皆さんが反対者もいる中をまとめてきているわけです。

それをたしかに利水という問題、80万m³についてはまたこれからおうかがいしなければなりませんが、ただやはり経済情勢から考えれば、確かにダムが経済的に効率がいいか

どうかというのは、いま資料が出ました。特にダムも、いわゆる利水と治水という両面の中で計画されているわけですね。説明の中で、私も若干疑問が残りますが、しかしそういうものから、また財政的なものから考えたときに、それで治水がいけるということであれば、あと問題の利水については別途考えていただいて、特に地元対策に皆さんが、今後はなくなるという中で、いままでの苦労に対してそれなりの十分な対応をしていただきたい。それだけをお願いしたいと思います。

地元は先ほど江澤議員もおっしゃったように、地元としてはやむなく了とするしかないという苦渋の決断の中で、対策会議でやってきております。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

【石川座長】 建設対策委員長の江澤委員、皆さんの意見を受けて何かございますか。

【江澤委員】 いま皆さんに言っていただきましたので、私も代表として言いたいことは言わせてもらいましたので、あとは県と広域水道の誠意ある対応を切にお願いするだけです。それだけです。

【石川座長】 地元の方を含めて大勢の方が各委員にかかわっていらっしゃって、その代表として来ていただいているわけですね。ですから大多喜ダムについて建設をどうするか。それは反対もあれば賛成もあるし、いろいろな意見が入り組んでいる、その背景というものも、長い年月ですごく複雑になってしまったということが一つあります。

冒頭に申し上げましたが、夷隅川をどうしていくか、その重要な要素として大多喜ダムにどう対応していくかを決めていかないといけない。先ほど委員会の方針としてダムをどうするかということを第8回委員会で決めて、それがそのまますぐ河川計画に反映されるわけではない。ダム建設に関しても一緒に、すぐ反映されるわけではなく、最終的には知事が決める。

ですので、この委員会の意見を知事がいろいろな事情を考えて、もちろん最終の権限的には知事ですが、独断できめるわけではなく、この委員会の意見も聞いて参考にもらう。それから県としての財政状況などいろいろなもの、それから国とのかわりあい、全部を勘案したうえで決めていただくということになります。ですので、この委員会としてはどういう方針でいくかを決めないといけないのですが、基本的には建設を継続していくことは難しいと考えてよろしいでしょうか。

それで忘れてはいけない点は、平成4年からずっと続いてきている地元の協力、それから当然先ほど町長さんのお話にもあったように、反対も最初は当然あるわけです。それか

ら賛成という意見を、江澤委員をはじめとして関係された方が、いろいろ調整をされてきている。ですから今度は、これを無視するなど。要は細かい対応をして、地元として有効な計画、あるいは事業を進めてほしいということです。

ここに参加されていらっしゃる方も、十分な事業費があるわけではなく、税金の中から割り振っていくので、そういうところも考えられて譲歩していただいている部分もあると思います。それで大きく異議なしというのは口にできないかと思いますが、もちろん異議はあると思いますが、大多喜ダムは流域委員会としては、今後、中止の方向で考えていくと、委員会としてとりまとめてよろしいでしょうか。

よろしいですか。これで終わったわけではなく、ここがスタートになりますので、事務局も今度は千葉県としてもいろいろな地元の対応をよろしく願いいたします。流域委員会としてはいろいろな背景も踏まえたくて、中止として受け入れる。それで次の段階の議論をしていただく。

これから住民の方々に説明が必要になってくると思います。大多喜町だけの話ではなく、流域として考えていかなければいけないことですので、皆様のご協力、こういう話をしたのだということを機会があったら、よりよい南房総をつくっていくために夷隅川を整備するといううえで協力をしていただければと思います。本当にどうもありがとうございました。

5.4 夷隅川水系河川整備計画（案）環境編について

【石川座長】それで時間が遅れていますが、もう一つ環境のことについてどうしようかということで、これも当然ダムのアとも入ってくるわけですが、夷隅川水系の河川整備計画、治水、利水と来て今度は環境編がございます。そちらの議事に入りたいと思います。今回から夷隅川の流域内の植物等に詳しい大場さんに委員になっていただくと同時に、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

大場委員は、植物を専門に研究されていて、千葉県中央博物館副館長を務められ、現在は同博物館の客員研究員としてご活躍されているということです。今回も現地調査に行っていて、夷隅川を見ていただいたそうですので、時間が残り少なくなって恐縮ですが、植物を中心に調べられたことのご説明をお願いいたします。

【大場委員】 大場です。千葉県立中央博物館で植物を調べておりました。夷隅川については、非常に自然的な景観が豊かであるといろいろな人が言っていて、神奈川県のある人は、カワウソがいるかもしれないという噂で、数年間夷隅川を徹底的に調べたという、よその県の人から見ても、千葉の川として、あるいは日本の川として注目すべきものだということを聞いておりました。

夷隅川の特異性、これは植物ではないのですが、房総丘陵の特質にかかわっている。植物がその地質、地形の上に乗っているの、それでいうとこれは県立の博物館の展示にあるのですが、太平洋プレートの会合点、三つのプレートが1カ所に集まるのは世界的にも非常に少ないのですが、それが房総の沖にあって、プレートが地面に潜り込むために房総半島の先端は非常に隆起が速い。元禄地震のときは2mぐらい、関東大震災のときは1m前後という具合に、ピョンピョンと先が飛び上がるように隆起が速い。

ところが、地層は第3期の非常に柔らかいもので、泥岩、砂岩の互層で浸食されやすい。ところが、四国や紀伊半島の南部と同じぐらい雨量が多い。その三つの特徴が重なって、河川による地盤の浸食が非常に速い。これは日本のどこにいても房総半島が一番ですが、それが特別な地形と植物あるいは動物を育てているということだと思います。

時間がないので簡単に申し上げますが、植物の特徴から見て夷隅川の特質ですが、実は私は夷隅川については素人でしたが、昨年からは千葉県立中央博物館の企画として、夷隅川流域の植物、特にそのうちのいすみ、それから大多喜地区の植物を1kmメッシュ、国の三次メッシュに区切って、それを全部しらみつぶしに調べようということをして昨年からはやっていて、今年の12月12日に夷隅川流域を歩いてきました。

その結果、非常に特徴的なものがある。要するに夷隅川の生物などがよく知られていなかったのは、非常に深く川が削られていて、川そのものを見るのが難しい。橋の上ぐらしか見えないということで、開けた土地でありながら川は原始的なというか、人の臭いの少ない状態になっている。それが先ほどのように箱型断面の深い渓谷をつくっていて、川底に到達するのが難しい。そこに非常におもしろい植物がたくさんある。

それを簡単に説明すると、これは上流部で渓谷をなしていて滝がある。これは田代滝というところですが、清澄山、三石山であるとか、房総丘陵の一番高い部分とまったく同じような深い渓谷をなしていて、手が入らず、それで植物が豊富であるということです。これは箱型断面の渓谷の一つの例ですが、非常に激しい隆起と強い雨、柔らかい地層で砕けている。ここは珍しく石が転がっていますが、房総の川の大部分は石がすぐ崩れてしまっていて、川底に石がない。浅いところで長靴で、1kmでも2kmでも歩けるという特徴があるのですが、いざこの川に登ったり下りたりするのが非常に大変である。

そういうところをかなり重点的に歩いたところ、いろいろなことがわかりました。夷隅川の大部分のところでは、片側の岸壁が非常に高いのに、片側は砂がたまった沖積地で、沖積の河岸段丘をもう1回削り直している。ですから岩と柔らかい砂が両岸に分かれて見える。これもこういう特別な地形が、豊かな植物を育てている。

調査を始めて驚いたのは、大変に珍しい植物が見つかりました。スズカケソウという植物です。これまでは牧野富太郎が四国の剣山に調査に行ったときに、参加した人がこの植物を一つ持ってきたのだそうです。実はこれは徳島の川に生えている植物である。ところがその後、全然それが見つからずに、牧野富太郎は植えたスズカケソウをもとにして、これを新種として記載しました。ところがその後、中国の浙江省などでも見つかって、飛んで中国の東南部から日本にある、しかもそれが渓谷に生えることがわかりました。

ところがいま、その渓谷の環境は変わっていて、いま生きているのがわかっているのは徳島県のある渓谷1カ所だけです。あと岐阜県にもありましたが、これはもう絶滅している。ということで、日本のもっとも重要な、絶滅危惧類という保護植物に指定されています。これが徳島県から飛んで夷隅川の流域に現れる。こんなものがまだ潜んでいる。まだこういうものが見つかる可能性があります。このほかにも、まだ名前がついていない夷隅川と養老川だけにしかないという植物も見つかっていて、特別な環境である。

それからハイハマボッサという草があって、これはおかしなことに潮が入る沼の周辺ときれいな川上の渓谷という、非常に変わったところに生えます。おそらく鳥が運ぶためだ

と思いますが、これが養老川にあることがわかりました。それから千葉県では軍荼利山の頂上のお宮のコケの中に生えています。それはもともと夷隅川の流域の河岸に生えていたものではないかと考えられます。

この植物も非常に珍しいのですが、日本における分布を見ると、全部日本海側の雪の多い地域に偏っています。千葉県の産地だけ太平洋側で、分布も特別で、少し違ったかたちを持っているのではないかと考えているのですが、そこは調査をしているところです。現在のところ千葉県では、養老川の上流と夷隅川の流域にしか知られていない。そういう植物です。

事務局からご案内をいただいて、河道の拡幅や工事のありそうなところを選んで何カ所か見せていただきました。先ほどのように片側が岩場で、その上にマダケが生えている。その下のほうにナルコスゲと書きましたが、溪谷に生える特有のスゲで千葉県では非常に少ないのですが、それが生えている。片側は先ほどの話のように河岸段丘の砂を再び浸食したところで、非常に土が軟らかい。そこにマダケを砂防用に植えて、その裏にはスギを植えてある。

川に生えているマダケは昔中国から持ってきて植えたものだと言われていたのですが、ある菌類の研究者が日本のマダケだけにつく病気を発見しました。それからすると、どうしてもマダケというのは日本に昔からないとおかしいわけで、説は分かれています。日本に昔からあったのではないかと。モウソウチクははっきりと中国から持ってきたものですが、マダケの景観というものは原始自然の景観を留めているものかもしれません。

いろいろなところを見せていただきましたが、川というのは割合おりにくいものですが、昔からそのままに保たれていて、これは改修をしたところですが、根石を入れたこともあってタチヤナギというヤナギが川縁を彩ってその後ろにマダケ、これは少しテトラポットが目立っておりますが、放っておけば自然の景観に近いかたちに戻るのではないかと。かなりよくできた河道改修ではないかと思いますが、そういうところがかなりあります。

もう一つ夷隅川で注目すべきなのは、川が非常に蛇行、屈曲している。これは地図から見ても明らかなのですが、これが大雨が降ると水があふれる元凶だという見方もありますが、これは地形的にも、あるいはそこに育まれている植物からいっても、夷隅川流域の自然遺産だと思います。こういうものを全部まっすぐにするというのは、たとえば 30 年前だとそういう河道改修があり得たわけですが、いまはそういうことはないと思います。

納得しない人のために、これをまっすぐにした場合、どれくらい洪水の頻度が増え、程

度が深刻になるかという計算なども示して、この屈曲のために雨水がゆっくり流れて保持しているという効果もあるに違いないわけです。そういうことも考えて、自然的な夷隅川流域を特徴づける固有の景観として、こういうものを残す。

しかも最近の土木技術で、そういうものを壊さないような護岸で両立させていくというのが、夷隅川の課題ではないかと思います。ほかのところではああいう崖がありませんから、みんなまっすぐな川にしてしまっただけで、川の本来の姿が失われたところが多いわけで、特に九十九里平野などはそうです。しかし夷隅川は幸いにして深い谷、非常に多い屈曲で、よく残っている。そういうものを残していくというのが、個々の植物も大事ですが、こういう植生の景観も大事です。

これは河口に近いみさき橋のところからですが、川岸にタブノキがある。タブノキというのは、日本のこういう照葉樹林帯の典型的なものですが、それがこれだけまっすぐ連なって残っている。これは本当にまれに見ることだと思います。日本の河川というのは全部手が入っているという考えでいきましたが、私の身近なところにもこういう自然河川が残っている、自然の景観が残っている。これはぜひ夷隅川の財産として残していくべきではないかという具合に思います。

それからもう一つ申しますと、いま植物の保護、生物の保護というと生物多様性というものが問題になっていますが、これは環境省の何かの思い違いで、多様性で全部自然の保護を扱うことはできないわけです。私から見方からすれば、地域ごとの生物多様性というか、あるいは地域ごとの生物の独特の組み合わせがあるわけです。それを守る。

それからその地域というのは、夷隅川流域という大きなあれではなく、小学校一つ分ぐらいの人数が住んでいるところの流域ごとに、本来のものを残していく。夷隅川のどこかに曲がったところを残せばいいというものではなく、住民が身近にあるところに、日常触れられるところに残していくという、きめ細かな河川計画というものをぜひお願いしたいと思います。時間がないので、このぐらいでご容赦願います。

【石川座長】 大場委員、どうもありがとうございました。続いて夷隅川水系河川整備計画の案の環境編について、事務局から説明をお願いできますか。

【事務局】 夷隅川水系河川整備計画案の環境編について、説明させていただきます。それでは説明に入りたいと思います。まず環境編の修正の内容ですが、大きく2点あって、第1点として第7回委員会でのご意見を反映させていただいて、それを修正しています。もう1点は、2年ぐらい経っておりますので、水量データや写真などを現時点のものに更

新させていただきます。

まず第1点目ですが、河川の流況を近年のデータに更新させていただきます。以前は、昭和55年～59年のデータを使って、平均濁水流量が比流量で平均で0.53m³/s/100km²だったのですが、最近のデータを見ると濁水流量で10年間の平均で1.5トンあたりということで、流況的には最近のほうがよくなってきております。

次に河川環境情報図ですが、委員からニジマスが外来種ではないかというご指摘がありまして、表現を赤字が外来種で、青が貴重種という形で、色を変えて区分させる形に変更させていただきました。

それから、前回の委員会の中で2点ほど新しい夷隅川での環境情報というものをいただきましたので、それを反映させていただきます。第1点目がこの上のほうですが、河口部のあたりでかつては藻類などが繁茂してエビ等の生息場となっていたという意見があったので、それをこういうかたちで追加させていただきます。また支川のほうですが、三軒屋川で干潟のところにスジアオノリが生息していて非常にいい環境があるということでしたので、これについても情報図に追加させていただきました。

それから、前は夷隅淡水漁業協同組合となっていましたが、夷隅川漁業協同組合が正しいということで、これを修正させていただきます。

それから、先ほど大場委員からもあったように、夷隅川の特性として、河床に岩盤が出ており、河床を改変する場合には、そのへんを留意していただきたいという意見をいただきましたので、改変する場合には現況のみお筋、瀬や淵などの形状に留意して行うという方向性を示させていただきました。

それから、平成19年度に工事を行って、現地の状況が変わってきているところがありますので、このように改修前の写真と改修後の写真というかたちで、示させていただきます。この写真を見ていただければわかるように、以前、カゴマットで施工した箇所が、現在ではその上に植物が生えてきている状況がわかるかと思えます。

それから、苅谷堰の魚道についても、前は改修状況の写真でしたが、現在魚道が完成しているので、完成後の写真を載せさせていただきます。下の(注)にもありますが、非灌漑期のために魚道に水が入ってこなくて役に立っていないように見えますが、灌漑期には堰止められることによって水位が上がりますので、魚道としての機能を果たしております。

以上、前回の委員の意見を踏まえて、修正させていただいた点です。簡単ですが、以上

です。

【石川座長】 どうもありがとうございました。いまの環境編について、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

環境についてはこれからも引き続いて検討ということですよ。

【事務局】 はい。

【石川座長】 一応たたき台としての第7回委員会に対して、委員の意見を取り入れて修正した。ですから、またこれをベースにどうしていくかというものの最初です。ですので、これからさまざまな意見を取り入れて、整備計画の一つの要素として進めていくということですね。

【事務局】 そうです。

【石川座長】 今日は時間が押してしまって申しわけありません。すでに時間が過ぎておりますが、大多喜ダムの件といまの環境編の2点、重要な課題でしたので、時間配分がずいぶん偏ってしまいました。一応方針が決まりましたので、整備計画の環境編の作成、それから治水・利水のほうも、事務局よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日のすべての議事を終了したいと思います。どうもありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

6 . その他

落合川の整備について <省略>

7 . 閉会

閉会 <省略>